

【感染症について】 医師の意見書事項

感染症への罹患後、復帰（登園開始）にあたっては、以下の通りとなります。

● 復帰に際し、『医師の意見書』が必要な感染症

＊厚生労働省、感染症対策ガイドラインに基づく（学校保健安全法施行規則第19条）

下記の感染症に罹患した場合、出席停止期間を参照に、登園を控えて頂くようご協力ください。

また復帰に際しては、可能な限り、診断医に「意見書」を頂くようにお願いします。

＊医療機関によっては意見書の記載を拒否、または費用負担が発生する場合があります。その場合は、医師に指示された内容を保護者が代筆する形で提出をお願いします。

◎感染症によっては、意見書の為の受診は必要ない場合がありますので、その都度ご確認ください。

病名	出席停止期間
インフルエンザ （鳥・新型除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失する、又は5日間の抗菌性物質製剤による治療が終るまで。
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺・顎下線・舌下線の腫脹（腫れ）が発現したあと5日経過するまで。
風疹（ふうしん）	全ての発しんが消失するまで。
水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで。
咽頭結膜熱（プール熱） （アデノウィルス）	主要症状（喉の痛み・結膜炎・発熱）がなくなった後、2日経過するまで。
結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで。
流行性角結膜炎	結膜炎症状が消失してから。（医師の判断が望ましい）
腸管出血性大腸菌感染症 （O157/O26/O111等）	症状が治まり、且つ抗菌剤治療が終了し2回の検便で菌陰性が確認した後。
急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで。

意 見 書

バオバブ保育園 園長殿

園児名：_____

疾患名：_____

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____